

森林環境譲与税に係る使途の公表

対象：令和3年度決算

森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項の規定により、森林環境譲与税に係る使途について下記のとおり公表します。

| 事業名 | 事業総額（千円） | | | 事業内容 | 内訳 | 税導入の効果 |
|---------------|---------------------|-------------|------------|-------|---|---|
| | うち令和3年度の森林環境譲与税（千円） | うち基金取崩額（千円） | うち他の財源（千円） | | | |
| 羽島市新庁舎新規什器等購入 | 12,022 | 5,673 | 2,933 | 3,416 | <p>記載台 12台、車椅子記載台 4台、発券機 2台、発券機サイン 2台、カウンターサイン 74個、肘付きベンチ 14脚、ベンチ 14脚</p> | <p>国産木材を使用した什器を新庁舎に導入することで、来庁者が国産木材に触れる機会を創出し、木の良さや森林整備の意義を訴求した。</p> <p>森林を全く有しない本市としては、木材利用により木材の使途創出を図る方針である。</p> |